

社会福祉法人大洗町社会福祉協議会評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洗町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員及び役員の報酬はこれを支弁しない。但し、別に定める規程により費用を弁償することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人大洗町社会福祉協議会評議員及び役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洗町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員会に出席した評議員及び役員、理事会に出席した役員には、日額2,500円の費用弁償を行うものとする。但し、職務及び職務専念義務の免除にて出席した者についてはこれを支弁しない。

2 監査を行った監事には、日額3,500円の費用弁償を行うものとする。

3 評議員及び役員がその職務を遂行するため旅行したときは、本会職員の旅費支給の例により支給するものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月以降に開催される最初の理事会の時から適用する。

2 社会福祉法人大洗町社会福祉協議会役員及び評議員の費用弁償に関する規程は平成29年4月以降に開催される最初の理事会の前日をもって廃止する。